

磔にして誅せらるゝかの乳の人の子は幸田彦右衛門とて信孝の士大將なり是より前秀吉、信孝の長臣等をかたらはるゝに岡本下野守は同心して信孝に背きけれども幸田は背かず幸田が母誅せらるゝに及て子の彦右衛門に書を送りて我今空しく成ことゆめく歎くべからず親には必子に先たつ習ひなり、唯忠義を守りて君にな背き參らせそと言遣はしければ聞人感じあへり天正十一年四月十八日秀吉の先陣、信孝の地に責入る時幸田兄弟いさぎよく討死したりけり、幸田が母は實に漢の王陵が母の志とも云つべし、但し王陵が母は天下を玄ろしめすべき高祖の事を識たれども只今危難に迫れる織田家に忠を盡せといへる眞にありがたきことなるべし、

〔川角太閤記三〕伊豫の國を小早川景隆に被下との世間の沙汰は御座候へつるが入部久敷不被仕候、小早川内證にて御理被申上候つる事と聞え申候、右之國、小早川に可被遣御胸は備中の高松より御登の時、りちぎをたて亂舞など仕陣中能立づめ申候事後慥に御耳へ入申候故にや、其感と承候、内證の御理は右の御國直に拜領仕候得ば、則輝元と傍輩に罷成也、自然輝元御意にも相背る、儀候ば上様より御厚恩蒙り、輝元に一味は難成、其子細は父毛利陸奥守元就遠行時、輝元を不可見放との親江の誓紙也、右之子細、上様江之御返事にては無御座候、御奉行衆迄之理にて御座候、御前御披露は慮外にあたり申候いかゞ御座候はん哉と被申候處、小早川存旨、卒度御耳江被立と聞え申候、上様御意には彌分別神妙次第、御感被成、さらば此伊豫の國は輝元江可被遣也、輝元より小早川に被遣よとの御内證にて、伊豫の國を請取、小早川に被渡候、さらば拜領可仕とて入部被仕候事、

〔良將達徳抄六上〕長曾我部殿嫡子左京亮殿を討捕勝利を得給ふ事、誠に不思儀に御勝也、彦左衛門も各同前敵五人討取申候然ば親父長曾我部殿、濱邊をさして落行ける、船干汐なれば可渡様